

13 年金・手当・貸付制度

(1) 年金

① ② ③

障害基礎年金

- 内 容 … 以下の年金額を受給できます。(金額は令和7年度の額)
- 1 級：年額 1,039,625 円 【1,036,625 円】
2 級：年額 831,700 円 【829,300 円】
※【 】内は、昭和31年4月1日以前生まれの方の額
※18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で国民年金法で定める障害等級1、2級の状態の子がいる場合、以下の金額が加算されます。
・1人目、2人目は、1人につき239,300円
・3人目以降は、1人につき79,800円
※年金は、2月、4月、6月、8月、10月、12月の6回に分けて支給されます。
- 対象となる方 … 初診日(障害の原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日)において、以下の条件に該当する方
- (1) 国民年金に加入している方
(2) 日本国内に住所があり、国民年金に加入したことのある60歳以上65歳未満の方(老齢基礎年金を繰上げ請求している場合を除く)
- 上記(1)又は(2)の人が障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定したときはその固定した日)に国民年金法で定める障害等級の1級または2級の障害の状態にあるときに支給されます。
 - ただし、初診日の属する月の前々月までに保険料を納めた期間(保険料免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)が被保険者期間の3分の2以上であることが必要です。
 - 令和18年3月31日までに初診日がある傷病による障害については、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければ、障害基礎年金が支給されます。
- (3) 20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日)に国民年金法で定める障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にあれば支給されます。
ただし、本人の前年(申請月によっては前々年)の所得により全額または半額の支給停止となる場合があります。
- 窓 □ … ●初診日において国民年金の第1号被保険者(自営業者、学生等)だった方、20歳前に初診日のある方は、お住まいの区の区役所保険年金課にお問い合わせください。
●初診日において国民年金の第3号被保険者(サラリーマンの妻など)だった方は、お住まいの区を管轄する年金事務所(127ページ参照)にお問い合わせください。

特別障害給付金

内 容 … 以下の給付金額を受給できます。（金額は令和7年度の額）

1 級：月額 56,850 円

2 級：月額 45,480 円

※所得により全額または半額の支給停止となる場合があります。

※老齢年金等を受給されている場合は、支給の調整があります。

※給付金は2月、4月、6月、8月、10月、12月の6期にそれぞれ前月までの分が支給されます。

対象となる方 … 下記(1)又は(2)に該当する方のうち、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態に該当する方

(1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生

(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者

※65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当する方に限ります。

また、65歳に達する日の前日までに請求をする必要があります。

※特別障害給付金は、障害基礎年金を受給していない、上記支給要件に該当する方を対象として平成17年4月1日に創設された制度です。

既に障害基礎年金を受給している方は対象になりませんのでご注意ください。

窓 口 … お住まいの区の区役所保険年金課

障害の程度		障 害 の 状 態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害の程度		障 害 の 状 態
2 級	1	次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの イ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1 / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1 / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1 上肢の全ての指を欠くもの
	10	1 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

身 知 精

障害厚生年金

内 容 … 障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者が病気やけがによって障害の状態になり働けなくなったとき、または働く能力が普通より低下した場合に、国民年金の障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

国民年金法で定める障害等級の 1 級または 2 級の障害の状態よりも軽い障害が残ったときには、国民年金の障害基礎年金は支給されませんが、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3 級）または障害手当金（一時金）が支給されます。

※年金は 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月、12 月の 6 回に分けて支給されます。

対象となる方 … 次の全ての要件を満たす方

- (1) 障害の原因となった病気やけがの初診日において、厚生年金保険の被保険者であること
- (2) 障害認定日（初診日から 1 年 6 か月を経過した日、または 1 年 6 か月以内に症状が固定したときはその固定した日）に障害等級表に定める 1 級～3 級に該当すること
- (3) 保険料納付要件を満たしていること

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	もよりの駅・バス停
日本年金機構 川崎年金事務所	210-8510	川崎区宮前町 12-17	233-0181	市・臨港バス カルッツかわさき・ 富士見公園停留所
日本年金機構 高津年金事務所	213-8567	高津区久本 1-3-2	888-0111	JR 南武線 武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線 溝の口駅
街角の年金相談センター 溝ノ口	213-0001	高津区溝ノ口 1-3-1 ノクティプラザ 1・10F	850-2133 (電話による年金相談は 受け付けていません。)	JR 南武線 武蔵溝ノ口駅 東急田園都市線 溝の口駅
ねんきんダイヤル		(電話) 0570-05-1165 (ＩＰ電話-ＰＨＳ) 03-6700-1165		
		予約受付専用電話 0570-05-4890 ※年金相談・手続きの予約相談を実施しています。		

障害厚生年金の支給金額

- (1) 障害厚生年金（1 級）：（報酬比例の年金額）×1.25＋配偶者の加給年金額
(2) 障害厚生年金（2 級）：（報酬比例の年金額）＋配偶者の加給年金額
(3) 障害厚生年金（3 級）：（報酬比例の年金額） ※最低保障額 623,800 円
（昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの方）
最低保障額 622,000 円
（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方）

【「報酬比例の年金額」の計算式】

平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数+

平均標準報酬額×5.481／1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

※「平均標準報酬月額」とは、平成 15 年 3 月までの被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成 15 年 3 月までの被保険者期間の月数で除して得た額です。

※「平均標準報酬額」とは、平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成 15 年 4 月以後の被保険者期間の月数で除して得た額（賞与を含めた平均月収）です。これらの計算にあたり、過去の標準報酬月額と標準賞与額には、最近の賃金水準や物価水準で再評価するために再評価率を乗じます。

*上記算出方法は生年月日等により異なる場合があります。

※障害厚生年金は、被保険者期間が300月（25年）未満の人の場合は、300月とみなして計算されます。また、障害認定日がある月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎となりません。

※1 級と 2 級の障害厚生年金の受給権者によって生計を維持されている配偶者がいる場合に、加給年金額（239,300 円）が加算されます。

- (4) 障害手当金（一時金）：（報酬比例の年金額）×2
- 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気・けがが、初診日から5年以内に治り、障害厚生年金が支給される場合よりも軽い障害が残ったときに、一時金として支給されます。
- 障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている必要があります。
- （昭和31年4月2日以降生まれの方）1,247,600円に満たないときは、1,247,600円となります。
- （昭和31年4月1日以前生まれの方）1,244,000円に満たないときは、1,244,000円となります。

〈3 級障害厚生年金〉（厚生年金保険のみ）

番号	障 害 の 状 態
1	次に掲げる視覚障害 ア 両眼の視力がそれぞれ 0.1 以下に減じたもの イ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下に減じたもの ウ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下に減じたもの
2	両耳の聴力が、40 センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5	一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
6	一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの
7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8	一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの
9	おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの
10	一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11	両下肢の十趾の用を廃したもの
12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

〈障害手当金〉（厚生年金保険のみ）

番号	障 害 の 状 態
1	両眼の視力がそれぞれ 0.6 以下に減じたもの
2	一眼の視力が 0.1 以下に減じたもの
3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4	両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下若しくは両眼中心視野視認点数が 40 点以下に減じたもの
5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
6	一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7	そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8	鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9	脊柱の機能に障害を残すもの
10	一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
11	一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの
12	一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの
13	長管状骨に著しい転位変形を残すもの

番号	障 害 の 状 態
14	一上肢の二指以上を失ったもの
15	一上肢のひとさし指を失ったもの
16	一上肢の三指以上の用を廃したもの
17	ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの
18	一上肢のおや指の用を廃したもの
19	一下肢の第一趾、又は他の四趾以上を失ったもの
20	一下肢の五趾の用を廃したもの
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの



心身障害者扶養共済制度

内 容 … 加入者（保護者）が死亡し、又は著しい障害の状態になったとき、障害者が毎月 1 口あたり 2 万円の年金を生計にわたり受けることができます。
 ※1 人の障害者について 2 口まで加入できますが、同一の障害者を対象として複数の保護者が加入することはできません。
 ※市外へ転出した場合は、転入先の地方公共団体で加入を継続することができます。

対象となる方 … 将来独立自活することが困難と認められる知的障害者、身体障害者 1 級～3 級およびこれと同程度と認められる精神または身体に永続的な障害のある方の保護者で、次のすべての要件をみたす方
 (1) 加入時、川崎市内に居住していること
 (2) 加入者が 65 歳未満であること（4 月 1 日現在における年齢を基準）
 (3) 現在、心身障害者を扶養している保護者であること
 (4) 加入者に特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること

掛金の納付 … 加入者は、加入時の年齢により毎月一定額の掛金を納付する必要があります。
 払込掛金は、所得税の控除対象になります。また、所得により掛金が全額または半額免除になる制度があります。

【加入 1 口あたりの掛金額】

加入時の年齢区分	掛金月額
35 歳未満	9,300 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円

加入時の年齢区分	掛金月額
50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
60 歳以上 65 歳未満	23,300 円

- (1) 1 年以上加入した後に、加入者より先に障害者が死亡したときは、一時金として弔慰金が支給されます。
- (2) 途中で脱退した場合であっても掛金は返金できません。なお、加入期間が 5 年以上の加入者が生存中にこの制度を脱退した場合、脱退一時金が支給されます。
- (3) 2 か月以上掛金を滞納すると、加入者としての地位を失う場合があります。
- (4) 掛金額決定の基礎とした事実に変動が生じた場合、掛金額を変更することがあります。

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑、住民票等

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）、電子申請（1 ページ参照）

(2) 手当

身 知 精

川崎市在宅重度重複障害者等手当

内 容 … 川崎市在宅重度重複障害者等手当として、年額 60,000 円を年 1 回（12 月）、支給します。

対象となる方 … 基準日（支給年度の 8 月 1 日）時点で下記 ①～⑤ の全ての要件を満たす方

①障害要件	次の 1 又は 2 にあてはまる方 1：次の項目のうち 2 つ以上にあてはまる方 - 身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方 - 療育手帳 A1 又は A2 の判定を受けた方 ※ただし、知能指数 50 以下や B1 の判定を受け、さらに身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方も、A2 に相当します。 （療育手帳記載の情報だけでは実際に A2 相当であることが分からない場合があります。） - 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 2：特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方 （支給年度の 8 月分の認定を受けていること）
②在住要件	基準日時点で、6 か月以上、川崎市内に継続して居住している方
③在宅要件	基準日の前日までの 1 年間（申請前年の 8 月 1 日から申請年の 7 月 31 日）に、継続して 3 か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方 ※医療機関や施設とは、20 歳以上の方には特別障害者手当の、20 歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。
④年齢要件	次の 1～4 のうち、1 つでもあてはまる方 1：65 歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 2：65 歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 3：65 歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室などにおいて知的障害者と判定された方 4：65 歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方 ※平成 24 年 7 月に市在宅重度重複障害者等手当(特例手当)を受給された方は、年齢による制限はありません。
⑤所得要件	手当の受給年度の前年所得が基準額を超えない方 ※基準額は、20 歳以上の方については特別障害者手当の、20 歳未満の方については、障害児福祉手当の基準を用います。 〔例〕令和 6 年度現在の特別障害者手当等の所得基準額（扶養親族等が 0 人の場合） ①単身世帯：3,604,000 円 ②本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000 円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000 円

手 続 方 法 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、普通預金の通帳等を用意の上、毎年 8 月 1 日から 9 月 10 日の間に、下記窓口にて申請してください。
※平成 24 年度から新しい手当の基準に該当する方で、これまで手当を受給していた方の場合でも、申請期間中に新たに申請手続きを行う必要があります。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

神奈川県在宅重度障害者等手当

内 容 … 神奈川県在宅重度障害者等手当として年額 60,000 円を年 1 回（1 月）支給します。

対象となる方 … 基準日（支給年度の 8 月 1 日）時点で下記 ①～⑤ の全ての要件を満たす方

①障害要件	次の 1 又は 2 にあてはまる方 1：次の項目のうち 2 つ以上にあてはまる方 - 身体障害者手帳 1 級又は 2 級をお持ちの方 - 療育手帳 A1 又は A2 の判定を受けた方 ※ただし、知能指数 50 以下や B1 の判定を受け、さらに身体障害者手帳 1～3 級をお持ちの方も、A2 に相当します。 （療育手帳記載の情報だけでは実際に A2 相当であることが分からない場合があります。） - 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 2：特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方 （支給年度の 8 月分の認定を受けていること）
②在住要件	基準日時点で、6 か月以上、神奈川県内に継続して居住している方
③在宅要件	基準日の前日までの 1 年間（申請前年の 8 月 1 日から申請年の 7 月 31 日）に継続して 3 か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）していない方 ※医療機関や施設とは、20 歳以上の方には特別障害者手当の、20 歳未満の方には、障害児福祉手当の基準を用います。
④年齢要件	次の 1～4 のうち、1 つでもあてはまる方 65 歳よりも前に身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 65 歳よりも前に精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 65 歳よりも前に療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や地域支援室などにおいて知的障害者と判定された方 65 歳よりも前に特別障害者手当又は障害児福祉手当を受けたことがある方 ※平成 21 年度に県の手当を受給されている方は、年齢による制限はありません。
⑤所得要件	手当の受給年度の前年所得が基準額を超えない方 ※基準額は、20 歳以上の方については特別障害者手当の、20 歳未満の方については障害児福祉手当の基準を用います。 〔例〕令和 6 年度現在の特別障害者手当等の所得基準額（扶養親族等が 0 人の場合） ①単身世帯 3,604,000 円 ②本人と配偶者又は扶養義務者の世帯 本人：3,604,000 円 配偶者又は扶養義務者：6,287,000 円

手 続 方 法 … 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、普通預金の通帳等を用意の上、毎年 8 月 1 日から 9 月 10 日の間に、下記窓口にて申請してください。

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

身 知 精

特別児童扶養手当

内 容 … 次のいずれかに該当する20歳未満のこどもを養育している方に対し、特別児童扶養手当を支給します。（4月、8月、11月の3回に分けて支給されます。）

対象要件		支給額
身体	身体に重度及び中度の障害または長期にわたる安静を必要とする状態にあるとき ※概ね、身体障害者手帳の1～3級及び4級の一部、又は、内科的疾患の場合に、重度及び中度としています。	重度障害児 （1人につき） 月額 56,800 円
知的	発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護もしくは援助を必要とする状態にあるとき ※軽度の場合でも、医師の診断書の内容により該当する場合があります。	
その他	精神疾患などによって日常生活において常時の介護を必要とする状態にあるとき	中程度の障害児 （1人につき） 月額 37,830 円

※次の場合には手当が受けられませんので、ご注意ください。

- (1) 施設に入所している期間
- (2) 本人などの前年度所得が一定の限度額以上の場合
- (3) 該当するこどもが重度の障害を理由に公的年金を受けることができる場合

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

身 知 精

障害児福祉手当

内 容 … 在宅の重度の障害児（20歳未満）で日常生活に常時の介護を必要とする方のうち、次のいずれかに該当している方に対し、障害児福祉手当を支給します。
（5月、8月、11月、2月の4回に分けて、障害児本人の預金口座に支給されます。）

対象要件		支給額
身体	ア 身体障害者手帳1級程度の障害を有する方 イ 身体障害者手帳2級の一部に該当する程度の障害を有する方 【視力がそれぞれ0.02以下、聴覚障害（補聴器を用いても音声を識別できない方）、両上肢、両下肢の障害、体幹機能障害（座っていることができない方）】	月額 16,100 円
知的	おおむねIQ20以下の方	
その他	精神障害、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、血液疾患等により上記と同等の障害を有する方	

※次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- (1) 施設入所している方（認定後に入所した場合は、資格喪失となります。）
- (2) 障害年金等を受給している方
- (3) 本人又は扶養義務者等の所得が一定の額を超える方

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳（本人名義）、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

特別障害者手当

内 容 … 特別障害者手当として月額 29,590 円を支給します。
(5 月、8 月、11 月、2 月の 4 回に分けて支給されます。)

対象となる方 … 精神または身体に著しく重度の障害があるため、「日常生活において常時特別の介護を必要とする状態」にある 20 歳以上の方

※ただし、次のいずれかに該当するときは、支給されません。

- (1) 施設入所している方（特別養護老人ホーム等）
- (2) 病院、診療所に 3 か月を超えて入院している方
- (3) 本人又は扶養義務者等の所得が一定の額を超える方

※認定後であっても、施設に入所した場合や、3 か月を超える入院をした場合などは、資格喪失となります。

※「日常生活において常時特別の介護を必要とする状態」とは、次の(1)(2)いずれかに該当する場合です。

- (1) 重度の重複障害者

下表のア～キのうち重複する（2 つ以上の）障害を有する方

- ア 身体障害者手帳 1、2 級程度の視覚障害を有するもの
- イ 両耳の聴力が 100 デシベル以上のもの
- ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- エ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- オ 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- カ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- キ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

- (2) 常時特別の介護を必要とする状態の方（障害が 1 つの方など）

肢体不自由、知的障害、精神障害、内部障害、およびこれと同程度の疾病を有する方で、上表ア～キに該当する障害が 1 つあり、かつ、日常生活動作等に著しい支障をきたしている方

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳（本人名義）、戸籍謄本または住民票、所定の様式の診断書、マイナンバーの確認に必要な書類等

窓 口 … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

福祉手当（経過措置）

- 内 容 … 昭和 61 年度の障害基礎年金制度の創設に伴い、昭和 61 年 3 月 31 日現在で 20 歳以上の旧福祉手当受給者のうち、障害を事由とする年金及び特別障害者手当を受けていない方に、昭和 61 年度以降、支給要件に該当する間、経過措置として福祉手当を月額 16,100 円支給します。
- ※手当は、5 月、8 月、11 月、2 月の 4 回に分けて支給されます。
- ※支給を受けるには、所得の制限があります。
- ※特別障害給付金の認定を受けた場合には、受給資格が喪失します。
- ※経過措置のため、新規の認定請求はできません。
- 窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）

児童扶養手当

- 内 容 … 川崎市内に住所があり、支給要件に該当する児童を監護している父、母、または父母に代わって児童を養育している方に対し、児童扶養手当を支給します。
- 支給される額は下記のとおりです。

対象児童の数	支給される額
1 人の場合	月額 46,690 円 (所得額に応じて 46,680 円から 11,010 円)
2 人目以降 1 人につき	月額 11,030 円加算 (所得額に応じて 11,020 円から 5,520 円)

請求者及び扶養義務者等の前年（1 月から 9 月までの請求は前々年）の所得が所得限度額以上ある場合、その年度（11 月から翌年の 10 月分まで※）は、児童扶養手当は一部、または全額が支給停止となります。

※令和 2 年の児童扶養手当法の改正に伴い、障害基礎年金等を受給している方は、令和 3 年 3 月分以降の児童扶養手当について、「障害年金の子の加算部分」の月額相当額を児童扶養手当額から差し引き、その差額分を支給します。
(窓口で児童扶養手当の申請手続きが必要です。)

対象となる方 … 下記の支給要件のいずれかを満たす児童が対象となります。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父または母の生死が明らかでない児童
- (5) 父または母から 1 年以上遺棄されている児童
- (6) 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- (7) 父または母が 1 年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻しないで生まれた児童
- (9) 父・母ともに不明である児童（孤児など）

※「児童」とは下記のいずれかに該当する方です。

- ・18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある方
- ・20歳未満で、政令の定める程度の障害の状態にある方

※下記の場合には、手当は支給されません。

【児童が以下の状態にある場合】

- ・児童福祉施設などに入所したとき
- ・里親に預けられたとき
- ・申請者でない父または母と生計を同じくしているとき（父または母が障害による受給の場合を除く）
- ・父または母の配偶者（事実上の配偶者を含む）に養育されているとき
- ・日本国内に住所を有しないとき

※対象児童が複数おり、一部の児童のみが上記のいずれかの状態に該当する場合は、その児童についてのみ手当は支給されません。

【父または母もしくは養育者が以下の状態にある場合】

- ・婚姻の届出がなくとも、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき（父または母に限る）
- ・日本国内に住所を有しないとき

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター 児童家庭課

～児童扶養手当受給世帯への支援制度について～

○ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

児童扶養手当受給世帯及びひとり親家庭等医療費助成制度受給世帯の高校生等を対象として、公共交通機関を利用する通学定期券相当額を助成します。

○ひとり親家庭等通勤交通費助成金

児童扶養手当受給者及びひとり親家庭等医療費助成制度受給者のうち、通勤手当が支給されていない親を対象として、公共交通機関を利用する通勤交通費の実費負担相当額（月額9,000円を上限）を助成します。

（問い合わせ先）こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当 電話 200-2674
電子申請（1ページ参照）

身 知

外国人等心身障害者福祉手当

内 容 … 市内に居住している外国人または外国人であった方で、昭和57年1月1日以前に20歳に達しており、その日以前に心身障害者であった方および昭和57年1月1日で35歳に達しており昭和57年1月1日～昭和61年3月31日までに心身障害者であった次の方について、外国人等心身障害者福祉手当を支給します。

対 象 者	支給金額
ア 身体障害者手帳1・2級又は知能指数35以下の方	月額 44,500円
イ 身体障害者手帳3級で、知能指数50以下の方（重複障害の方）	
身体障害者手帳3級又は知能指数50以下の方	月額 32,500円

※川崎市から市外の施設に入所している方も対象となります。

※生活保護（特別障害給付金）を受けている方は受給できません。

※6月、9月、12月、3月の年4回に分けて支給されます。

必 要 書 類 … 身体障害者手帳、療育手帳、普通預金の通帳等

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13ページ参照）

災害遺児等福祉手当

- 内 容 … 市内に居住している方で、交通災害、自然災害、不慮の災害などにより、児童と同一生計を営む保護者（父・母またはそれに代わる方）が死亡、または重度の障害者（身体障害者手帳 1 級または 2 級の方）になった場合、当該児童を扶養している同一生計・同一世帯にある保護者に対して、災害遺児等福祉手当を支給します。
- 手当額は、18 歳未満の児童 1 人につき月額 3,000 円です。
- ※手当の支給開始は、申請月からで、所得制限はありません。

手 続 方 法 … 下記(1)～(5)を用意し、お住まいの区役所区民課窓口に申請してください。

- (1) 自動車安全運転センター事務所長、労働基準監督署長などの発行する証明書
- (2) 医師が発行する死体検案書又は死亡診断書（死亡の場合）、
身体障害者手帳の写し（障害を有する場合）
- (3) 戸籍謄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) 受給者名義の口座情報がわかるもの（預金通帳の写しなど）

問 合 せ 窓 口 … こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当（電話：200-2674）

※この福祉手当を受給している方の児童が小学校入学、中学校入学、および中学校卒業などした場合に、川崎市災害遺児等援護事業基金から祝金品が贈呈される制度もあります。

自動車事故により重度後遺障害を負われた方への介護料

- 内 容 … (1) 重度後遺障害者への介護料の支給（支給対象品目あり）

受給資格	支給金額（月額） （下限額～上限額）
特 I 種（最重度）	99,810 円 ～ 226,330 円
I 種（常時要介護）	85,390 円 ～ 177,950 円
II 種（随時要介護）	42,700 円 ～ 88,980 円

- (2) 短期入院した場合における入院費用の助成（支給対象品目あり）

受給資格の認定を受けた方が、検査等のために短期間入院する場合や障がい者施設等に短期入所される際の費用の一部を助成します。

- 利用できる方 … 自動車事故（車、バイク）が原因で、脳、脊髄、または胸腹部臓器に重度後遺障害を負い、日常生活において常時又は随時の介護が必要な方。
- なお、支給要件及び所得制限がありますので、詳しくは以下の窓口までお問い合わせください。

- 手 続 方 法 … 受給資格の認定手続きが必要であり、対象者が所持している書類によって提出書類が異なる場合があるため、まずは以下の窓口へお問い合わせください。
- その際、手続きに必要な書類をご案内します。

- 窓 口 … ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構） 神奈川支所
住所：横浜市港北区新横浜 2-11-1 神奈川県トラック総合会館 3 階
（※事務所改修のため、令和 7 年 8 月 25 日より令和 8 年 10 月（予定）の間、「横浜市港北区新横浜 1-2-1 新横浜ファーストビル 8 階」に仮移転します。）
電話：045-471-7401 FAX：045-471-7405

(3) 貸付制度

① ② ③

生活福祉資金貸付制度

生活の安定と経済的自立を図るため、低所得者世帯、障害者世帯（※）、高齢者世帯等に対して、資金の貸付と必要な援助を行います。

福祉資金（福祉費）には、福祉用具等や障害者用自動車の購入に必要な経費、生業を営むために必要な経費、技能習得に必要な経費、住宅の増改築・補修に必要な経費等、生活上一時的に必要な経費などがあります。また、貸付利子は、連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人を立てられない場合には年 1.5%です。

※障害者世帯とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯です。

※各資金にはそれぞれ貸付の条件・基準があり、貸付にあたっては審査があります。

なお、他に資金を用意する手立てがある場合は、そちらを優先していただきます。

※詳しくは、各区社会福祉協議会（18 ページ参照）にご相談ください。

※実施主体は、（社福）神奈川県社会福祉協議会となります。

④

身体障害者更生資金貸付事業

内 容 … 生活の援護を要する身体障害者が、世帯更生に必要な資金を借りることができます。
貸付期間は 6 か月の据置期間を含み 10 年以内で、利息は無利息です。

資金の種類	概 要	貸付限度額
生業資金	生業を営むのに必要な資金	1,000,000 円
技能習得資金	知識及び技術を修得するのに必要な資金	150,000 円

※貸付は年度毎に予算の範囲内で行います。

また、事前に経営診断等を受けていただく場合があります。

窓 □ … 各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）